

2016年(平成28年)1月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

法人等の市民税並びに軽自動車税，市たばこ税，入湯税及び事業所税の賦課に係るコンピュータ処理について(答申)

2015年(平成27年)12月22日付けで諮問(第777号)された法人等の市民税並びに軽自動車税，市たばこ税，入湯税及び事業所税の賦課に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

軽自動車税については，平成26年度及び平成27年度の税制改正における地方税法の改正により，平成28年度から「経年車重課」(グリーン化を進める観点から，最初の新規検査から13年を経過した三輪及び四輪の軽自動車について，平成28年度賦課分から重課すること。)や「グリーン化特例(軽課)」(平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した新車の三輪及び四輪の軽自動車で，排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて，グリーン化特例(軽課)を平成28年度賦課分のみ適用すること。)を導入することになった。

しかし，軽自動車の課税台帳には，重課や軽課に必要な初度検査年月(最初の新規検査年月)，燃費性能や燃料の種類を確認する情報がないため，平成28年度以降，市区町村が軽自動車税を適正に課税するためには，これらの情報が必要となる。

これに伴い，平成27年11月から，現在地方公共団体情報システ

ム機構において、「軽自動車検査情報市区町村提供システム」による、軽自動車検査情報データの提供サービスを開始することになったため、本システムからダウンロードしたデータファイルを利用することで、課税に必要な情報を取得し、適正な賦課を行うことが可能となる。

また現在、検査情報を照会する際には、軽自動車検査協会に紙文書で照会を行っているが、本システムを利用することにより、検査情報の検索及び照会を行い課税対象情報を確認することが可能となる。

以上のことから、本システムを利用することにより新たなコンピュータ処理を行うことになるため、藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に意見を求めるものである。

## (2) コンピュータ処理について

### ア コンピュータ処理をする項目

#### (ア) コンピュータ処理する個人情報に該当する項目

所有者氏名・所有者住所・車両（標識）番号・車台番号

#### (イ) コンピュータ処理するが個人情報に該当しない項目

所有者コード・交付年月日・初度検査年月・車名コード・車名・型式・排気量種別・排気量・燃料コード・燃料の種類・重課情報・軽課情報

### イ コンピュータ処理の必要性

現在は、軽自動車税の課税にあたり初度検査年月及び軽課区分を確認する資料を持ち合わせていないため、軽自動車検査情報市区町村提供システムの利用団体の市区町村は、当該市区町村の区域内を使用の本拠の位置とする車両の検査情報について、総合行政ネットワーク（L G W A N）に接続した端末を用いて、本システムからデータファイルをダウンロードし、本市の軽自動車税課税システムの軽自動車税マスタと車両（標識）番号及び車台番号で突合し、突合したデータを条件により、初度検査年月及び軽課区分を、軽自動車税マスタの該当項目に設定し更新する。

また、現在、検査情報を照会する際には、軽自動車検査協会に紙文書で照会しているが、紙文書での照会に代わり本システムで検査情報の検索及び照会を行い、課税対象情報を確認することから、コンピュータ処理が必要となる。

### ウ 安全対策

#### (ア) 藤沢市における安全対策について

(a) 「藤沢市個人情報の保護に関する条例」「藤沢市情報セキュリティポリシー」及び「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し個人情報の保護及び安全対策に努める。

(b) 本業務の管理責任者を定め、ダウンロードしたデータファイルについてはIT推進課が管理するネットワークドライブに保管し、突合及びマスタ更新作業はIT推進課で行う。

- (c) 端末の利用にあたっては、操作者を限定するために、端末にログオンする際の職員の生体認証を行う。また、システムの利用者を業務担当者に限定し、システムにログインするためのIDとパスワードを利用者毎に設定することで、業務に関係のない職員のシステムへのアクセスを防止する。
- (d) 通信回線は、暗号化、ファイアウォール、侵入検知等のセキュリティ対策が講じられた行政専用の総合行政ネットワーク（L G W A N）回線を使用する。
- (e) 「軽自動車検査情報市区町村提供データサービス利用約款」における「第5章 利用団体の義務等」を遵守する。
- (イ) 地方公共団体情報システム機構での安全対策について
  - (a) 地方公共団体情報システム機構は、地方公共団体情報システム機構法に基づき設立された法人であり、住民基本台帳ネットワーク、公的個人認証サービス、番号制度等の事務を担っている。また、地方公共団体に対し情報セキュリティに関する情報提供や技術的な支援を行っており、「個人情報保護基本方針」「情報セキュリティ基本方針」を定め、遵守に努めている。
  - (b) 「軽自動車検査情報市区町村提供データサービス利用約款」における「第6章 機構の義務等」を遵守する。

### (3) 実施期間

#### ア 初度検査年月及び軽課区分の更新について

2016年（平成28年）2月上旬（予定）～3月31日（予定）  
現在は、初度検査年月及び軽課区分を確認する資料を持ち合わせていないため、平成28年度賦課を行うにはダウンロードしたデータファイルを使用したコンピュータ処理が必要となるが、平成29年度以降の賦課については、初度検査年月は軽自動車税申告書により確認ができ、軽課も平成28年度賦課分のみの適用のため、コンピュータ処理が不要となる。

#### イ 検査情報の検索及び照会について

2016年（平成28年）3月から（予定）  
現在は、検査情報の照会業務を、軽自動車検査協会に紙文書で照会しているが、平成28年3月からは、本システムで検索及び照会し確認する。

### (4) 提出書類

ア 別紙1 軽自動車検査情報市区町村提供システムのデータの流れイメージ図

イ 別紙2 軽自動車検査情報市区町村提供サービス利用約款（抜粋）

ウ 別紙3 個人情報取扱事務届出書

## 3 審議会の判断理由

当審議会は、コンピュータ処理を行うことについて、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

現在は、軽自動車税の課税にあたり初度検査年月及び軽課区分を確認する資料を持ち合わせていないため、軽自動車検査情報市区町村提供システムの利用団体の市区町村は、当該市区町村の区域内を使用の本拠の位置とする車両の検査情報について、総合行政ネットワーク（L G W A N）に接続した端末を用いて、本システムからデータファイルをダウンロードし、本市の軽自動車税課税システムの軽自動車税マスタと車両（標識）番号及び車台番号で突合し、突合したデータを条件により、初度検査年月及び軽課区分を、軽自動車税マスタの該当項目に設定し更新する。

また、現在、検査情報を照会する際には、軽自動車検査協会に紙文書で照会しているが、紙文書での照会に代わり本システムで検査情報の検索及び照会を行い、課税対象情報を確認することから、コンピュータ処理が必要となる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性は認められる。

(2) 安全対策について

2 実施機関の説明要旨(2)安全対策ウ(ア)(a)から(b)まで及び(イ)(a)及び(b)において示す安全対策は、次のとおりである。

ア 実施機関の安全対策

(ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (ア)(b), (c)

(イ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置 (ア)(d)

(ウ) 日常的な安全対策 (ア)(a), (e)

イ 地方公共団体情報システム機構での安全対策

日常的な安全対策 (イ)(a), (b)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上